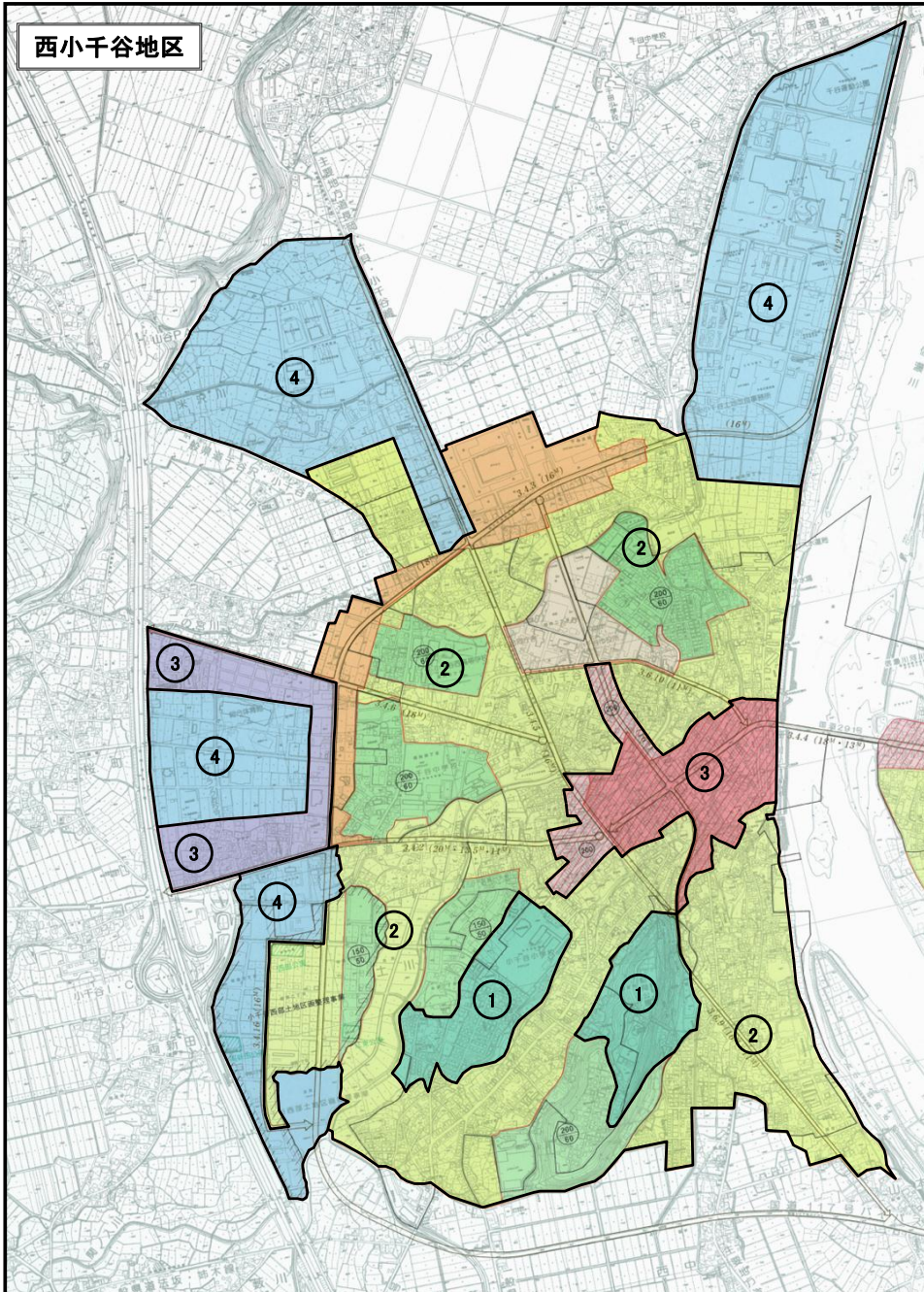


騒音規制法に基づく規制地域図（平成25年4月10日現在）

No.1

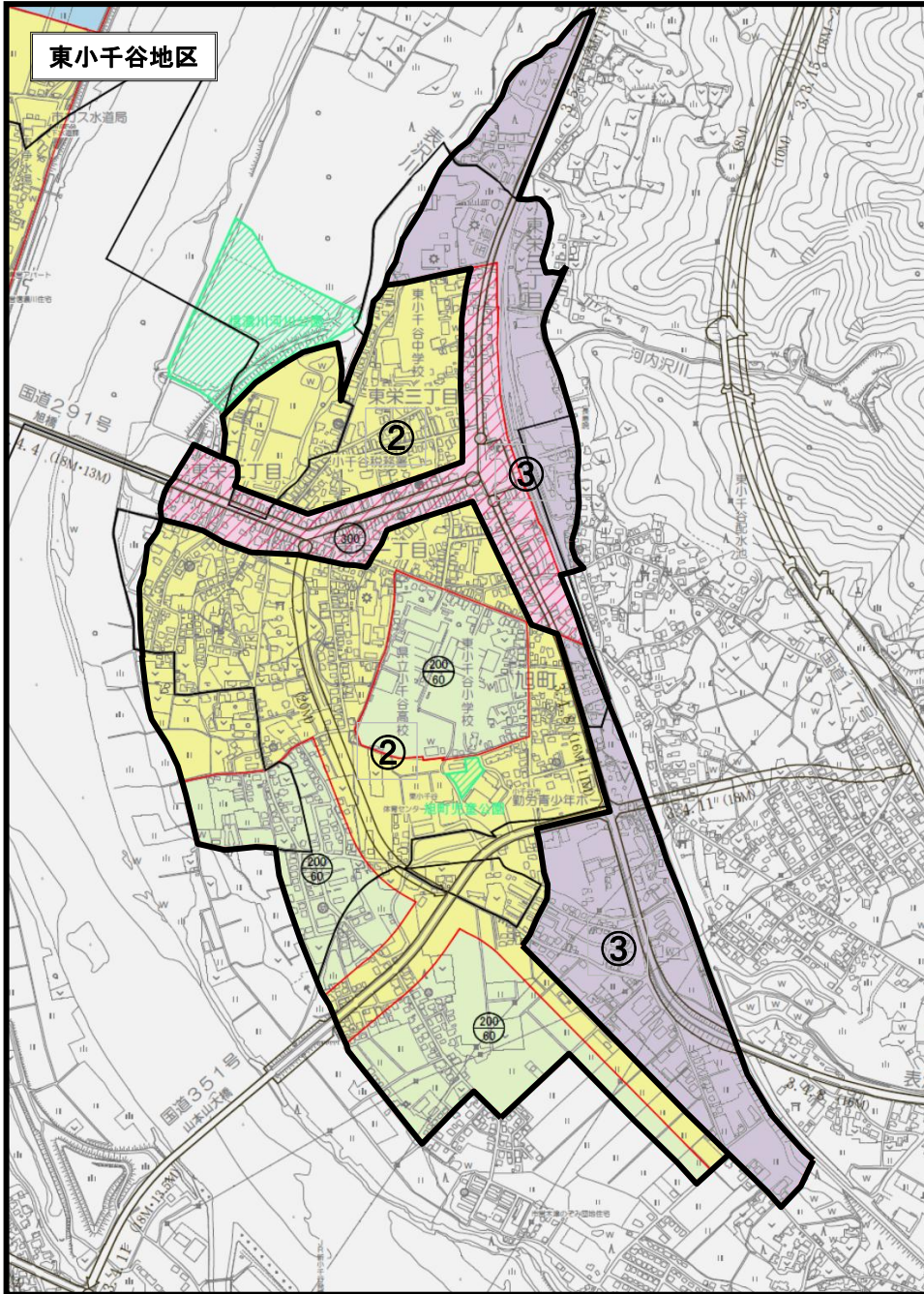


用途地域		規制地域	
第1種低層住居専用地域		第1種地域	①
第1種中高層住居専用地域		第2種地域	②
第1種住居地域			
第2種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域		第3種地域	③
商業地域			
準工業地域			
工業地域		第4種地域	④

規制基準（特定工場等に係る騒音基準） 単位：dB						
区域の区分	法令の区分		時間の区分			
	騒音規制法	県条例	朝	昼間	夕	夜間
区域の区分	対象時刻		6～8	8～18	18～21	21～6
	第1種区域	第1種区域	40	50	40	40
	第2種区域	第2種区域	50	55	50	45
	対象時刻		6～8	8～20	20～22	22～6
	第3種区域	第3種区域	60	65	60	50
	第4種区域	第4種区域	65	70	65	60
備考	第3種及び第4種区域内の学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内は当該数値から5デシベルを減じた値とする。					

道路交通騒音 単位：dB					告示一覧		
車線の区分	区域の区分	要請限度		環境基準		■用途地域 平成13年3月30日 小千谷市告示第26号 平成22年8月10日 小千谷市告示第118号 平成25年4月10日 小千谷市告示第53号 ■規制地域の指定 平成21年4月1日 小千谷市告示第59号 平成25年4月10日 小千谷市告示第65号	
		昼	夜	昼	夜		
1車線	a区域（A類型）	65	55	55	45		
	b区域（B類型）						
	c区域（C類型）						
2車線以上	a区域（A類型）	75	70	65	60		
	b区域（B類型）						
	c区域（C類型）						
備考	近接空間の特例	75	70	70	65		
備考 昼：AM6:00～PM10:00、夜：PM10:00～AM6:00							

騒音規制法に基づく規制地域図（平成25年4月10日現在）

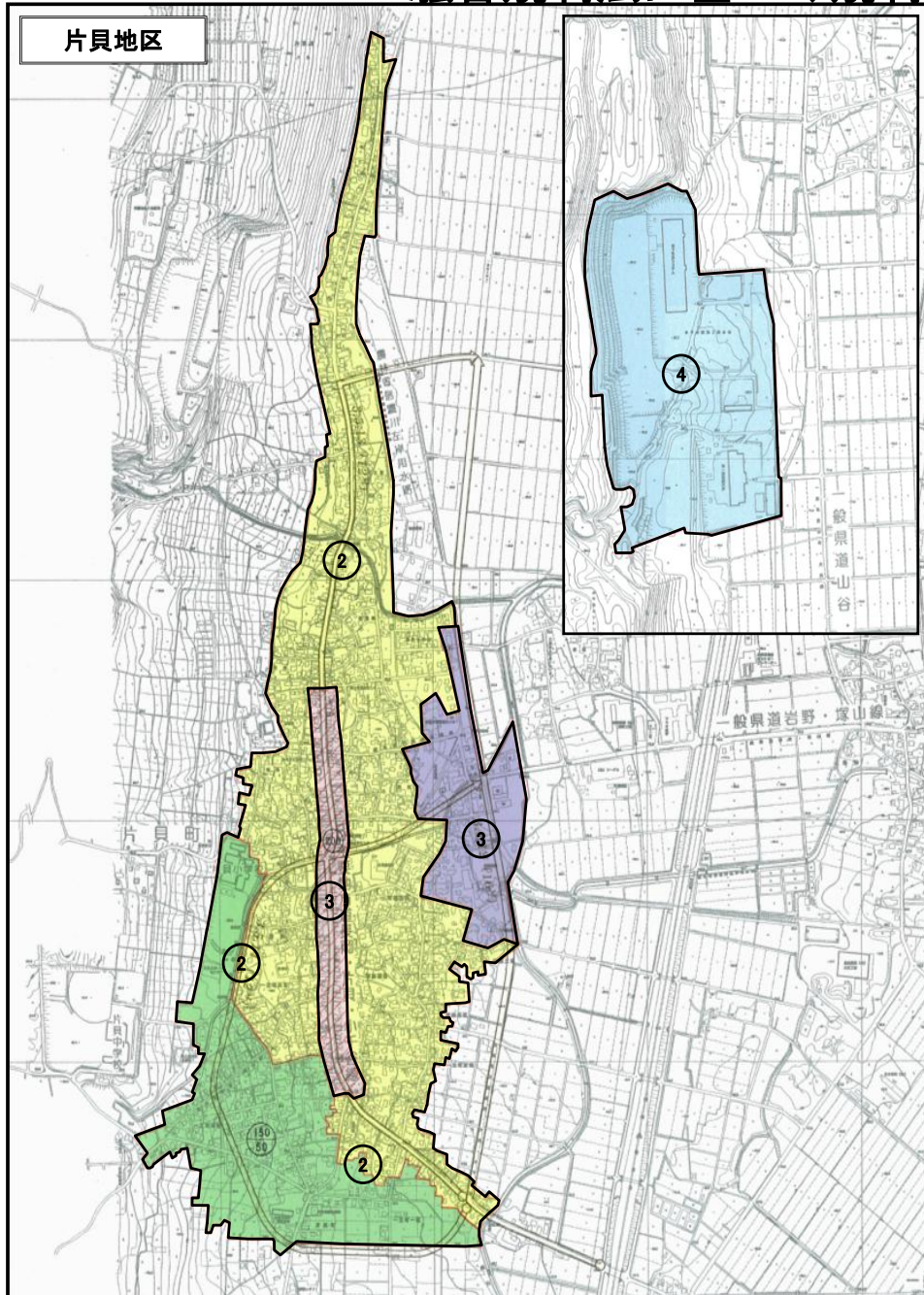


用途地域		規制地域	
第1種低層住居専用地域		第1種地域	①
第1種中高層住居専用地域		第2種地域	②
第1種住居地域			
第2種住居地域			
準住居地域		第3種地域	③
近隣商業地域			
商業地域			
準工業地域			
工業地域		第4種地域	④

規制基準（特定工場等に係る騒音基準） 単位：dB						
	法令の区分		時間の区分			
	騒音規制法	県条例	朝	昼間	夕	夜間
区域の区分	対象時刻		6～8	8～18	18～21	21～6
	第1種区域	第1種区域	40	50	40	40
	第2種区域	第2種区域	50	55	50	45
	対象時刻		6～8	8～20	20～22	22～6
区域の区分	第3種区域	第3種区域	60	65	60	50
	第4種区域	第4種区域	65	70	65	60
備考	第3種及び第4種区域内の学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内は当該数値から5デシベルを減じた値とする。					

道路交通騒音 単位：dB					告示一覧	
車線の区分	区域の区分	要請限度		環境基準		
		昼	夜	昼	夜	
1車線	a区域（A類型）	65	55	55	45	■用途地域 平成13年3月30日 小千谷市告示第26号 平成22年8月10日 小千谷市告示第118号 平成25年4月10日 小千谷市告示第53号 ■規制地域の指定 平成21年4月1日 小千谷市告示第59号 平成25年4月10日 小千谷市告示第65号
	b区域（B類型）			60	55	
	c区域（C類型）			65	60	
2車線以上	a区域（A類型）	75	70	70	60	
	b区域（B類型）			65	60	
	c区域（C類型）			65	60	
備考	近接空間の特例	75	70	70	65	
備考 昼：AM6:00～PM10:00、夜：PM10:00～AM6:00						

騒音規制法に基づく規制地域図（平成25年4月10日現在）



用途地域		規制地域	
第1種低層住居専用地域		第1種地域	①
第1種中高層住居専用地域		第2種地域	②
第1種住居地域			
第2種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域		第3種地域	③
商業地域			
準工業地域			
工業地域			
		第4種地域	④

規制基準（特定工場等に係る騒音基準） 単位：dB						
区域の区分	法令の区分		時間の区分			
	騒音規制法	県条例	朝	昼間	夕	夜間
区域の区分	対象時刻		6～8	8～18	18～21	21～6
	第1種区域	第1種区域	40	50	40	40
	第2種区域	第2種区域	50	55	50	45
	対象時刻		6～8	8～20	20～22	22～6
区域の区分	第3種区域	第3種区域	60	65	60	50
	第4種区域	第4種区域	65	70	65	60
備考	第3種及び第4種区域内の学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内は当該数値から5デシベルを減じた値とする。					

道路交通騒音 単位：dB						告示一覧	
車線の区分	区域の区分	要請限度		環境基準		告示一覧	
		昼	夜	昼	夜		
1車線	a区域（A類型）	65	55	55	45	■用途地域 平成13年3月30日 小千谷市告示第26号 平成22年8月10日 小千谷市告示第118号 平成25年4月10日 小千谷市告示第53号 ■規制地域の指定 平成21年4月1日 小千谷市告示第59号 平成25年4月10日 小千谷市告示第65号	
	b区域（B類型）						
	c区域（C類型）						
2車線以上	a区域（A類型）	75	70	65	60		
	b区域（B類型）						
	c区域（C類型）						
備考	近接空間の特例		75	70	70		65
備考							昼：AM6:00～PM10:00、夜：PM10:00～AM6:00